社会福祉法人光愛福祉会役員及び評議員等の報酬・旅費に関する規程

(目的)

第1条　この規定は、社会福祉法人光愛福祉会の理事、監事、評議委員および評議委員選任解任委員に対して給する報酬および旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条　この規定において役員とは理事、監事をいい、評議員、評議員選任解任委員を併せて役員等という。

(種類)

第3条　旅費の種類は車賃等を定めたものを一律に旅費とする。

(金額)

第4条　旅費の金額は次のとおりとする。

一日につき

1	理事会	0円
2	評議員会	0円
3	監事	0円
4	評議員選任委員会	0円

(会議への出会に対する報酬)

第3条　役員等の報酬については、役員等の地位にあることのみによっては支給しない。

2　理事､監事に対しては､職務執行の対価として報酬等を支給することができる。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

（会議への出会に対する報酬の金額）

第4条　会議への出会に対する報酬の金額については次のとおりとする。

1日につき

1　 理事会　　 3,000円(源泉徴収税差引後)

2　 評議員会　3,000円(源泉徴収税差引後)

3　監事会　　 3,000円(源泉徴収税差引後)

4　評議委員選任解任委員会　3,000円(源泉徴収税差引後)

(役員の報酬)

第5条　役員に対して、定款第21条の通り評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2　役員の報酬の限度額は各年度の総額が300,000円を超えない範囲で支給するものとする。

3　この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬は支給しない。

(評議員の報酬)

第6条　評議員の報酬は第4条第2項をもって報酬とする。

2　この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている評議員に対しては、報酬は支給しない。

(評議委員選任解任委員の報酬)

第7条　評議委員選任解任委員の報酬は第4条第4項をもって報酬とする。

2　役員の報酬の限度額は各年度の総額が300,000円を超えない範囲で支給するものとする。

3　この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬は支給しない。

付則

この規定は平成5年4月1日から適用する。

この規定は平成13年5月23日から適用する。

この規定は平成29年6月25日から適用する。

この規定は平成30年2月24日から適用する。

社会福祉法人光愛福祉会役員及び評議員の報酬旅費に関する規程

社会福祉法人光愛福祉会